

平成30年 9月26日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted Name and Address]

[Redacted Address]

[Redacted Address]

[Redacted Address]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立高等学校の耐震性のない建物について、公的基準に基づく厳格な措置を求める請願書

1 要旨

耐震性に関する公的基準に満たない、著しく劣悪な強度の放置された施設については、速やかに使用禁止及び閉鎖すべきであり、これに反論するのであれば、直ちに公的基準に則した耐震診断の判定を受け、安全性の認定を行い、その結果を公表することを求める。

2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校を始めとして、郡山高等学校、山辺高等学校、磯城野高等学校、大宇陀高等学校、王寺工業高等学校の建物は、別紙のとおり、コンクリート強度が著しく弱く、公的基準を満たした耐震補強をすることができない施設である。

しかし、県教育委員会はこのことを認識しながら、その旨を未だに公表せず、生徒及び教職員らに対し、大地震発生時において公的に安全であると認定されていない施設の使用を継続させ、生命及び身体の安全の保障がない環境での生活を余儀なくさせている。

コンクリート強度に関する公的基準によれば、13.5N/mm²以下では補強が不可能であるとされる。

県教育委員会が定める奈良県学校施設耐震化ガイドライン（平成20年3月策定、改訂版）（以下「ガイドライン」という。）では、奈良県内における統一基準が明記され、コンクリート強度13.5N/mm²以下及び構造耐震指標（Is値）が0.3以下の場合、早急に設計を開始し、最優先に耐震化を行うべきことが規定されている。ガイドラインは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）により定めることが義務付けられた奈良県耐震改修促進計画に明記された基準である。

つまり、教育長の県議会本会議や委員会における「耐震化で補強を優先させたのは県教育委員会事務局の判断である」という旨の説明は、耐震改修促進法の趣旨を無視した上、法定計画に違反したものであり、この責任は極めて大きいものと言わざるを得ない。

得ない。

また、耐震診断及びコンクリート強度調査が行われて以来、既に概ね10年以上が経過し、未だに使用に供することを容認する意思決定は、多数の生徒及び教職員らの生命を危うくするものであり、公序良俗に反する。まして、コンクリート強度の数値による試算からは計画供用期間が大幅に過ぎており、耐震診断機関の判定事例では「解体撤去すべき建物」との見解が示されており、使用することのできない水準であることは言うに及ばない。

現状では、誰がどのように責任を取ろうとも、償うことのできない重大な損害が発生し得ることは、容易に想定することができる場所である。

よって、上記の耐震性に関する公的基準に満たない、著しく劣悪な強度の放置された施設については、速やかに使用禁止及び閉鎖すべきであり、これに反論するのであれば、直ちに公的基準に即した耐震診断の判定を受け、安全性の認定を行い、その結果を公表することを請願する。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。

Co強度採用値再チェック一覧表

平成26年9月12日現在

学校名	建物名称	棟番号	Co強度採用値	検査年	経過年
奈良高校	管理教室棟・普通特別教室棟	2-1～2-2	9.4N/mm ²	H13年11月耐震診断、H20年度追加Co強度調査	10年
	普通特別教室棟	3	10.8N/mm ²	H13年11月耐震診断、H22年6月追加Co強度調査	8年
	校舎棟(渡り廊下)	4	11.2N/mm ²	H19年12月耐震診断、H22年6月追加Co強度調査	8年
	特別教室棟	16	10.0N/mm ²	H20年3月耐震診断	10年
山辺高校	管理教室棟	4	14.6N/mm ²	H13年8月耐震診断、H24年6月追加Co強度調査	6年
	管理教室棟	5	11.9N/mm ²	H13年8月耐震診断、H26年6月追加Co強度調査	4年
	管理教室棟	6	10.1N/mm ²	H13年10月耐震診断、H24年6月追加Co強度調査	6年
	特別教室棟	5	6.9N/mm ²	H9年8月耐震診断	21年
磯城野高校	格技場	39	13.5N/mm ²	H21年4月耐震診断	9年
	管理特別教室棟	1.27	8.2N/mm ²	H20年11月耐震診断	10年
大宇陀高校	普通教室棟	3-1～3-2	9.5N/mm ²	H12年7月耐震診断	18年
	格技場	7	9.8N/mm ²	H20年12月耐震診断	10年
王寺工業高校	教室棟	2	10.7N/mm ²	H19年10月耐震診断	11年
	屋内通動場	21, 25	9.7N/mm ²	H20年2月耐震診断	10年

※「経過年」は最終検査年を基準とする。 ※奈良県教育委員会開示文書から作成

平成30年 9月26日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

法規違反の疑義に関する説明を求める請願書

1 要旨

奈良県学校施設耐震化ガイドライン策定後における平成20年以降の地教行法第21条第1項第1号、第2号及び第7号に関して県教育委員会に議題ともされ、議決を経たかどうかを明らかにし、議題とされていない場合はその責任の所在を明確にした上、公表することを請願する。

2 趣旨及び理由

現在、県立奈良高等学校の体育館及び主要校舎の耐震性等の問題について、新聞やテレビなどでも報道され、県教育委員会の行為に対し、社会に大きな衝撃を与えている。

平成30年8月28日、奈良市は、体育館及び主要校舎の構造耐震指標が国の基準を大幅に下回っており、著しく低い水準であるとして、第二次避難所の指定を解除した。

また、平成30年9月18日には、奈良市から教育長あて、建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条の規定による行政指導が行われた。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第21条第1項第1号、第2号及び第7号によれば、教育財産の管理及び校舎等の整備に関することは県教育委員会の職務として規定される。

しかし、県議会防災・県土強靱化対策特別委員会における吉田育弘教育長の答弁によれば、学校施設耐震化における意思決定は、地教行法により教育委員会の職務権限であるにもかかわらず、県教育委員会に諮ることなく県教育委員会事務局の判断で行われたことが明らかになっている。

これら教育長を始めとする県教育委員会事務局の行為は、地教行法第21条に違反するものであり、教育委員会制度の形骸化の誹りは免れないものというほかない。

生徒及び教員らの生命及び身体の保護に係る県教育委員会の意思を無視した重大かつ明白な瑕疵があり、意思決定は適正な手続きに則ったものとはいえ、違法不当な

ものである。

よって、県教育委員会は、奈良県学校施設耐震化ガイドライン策定後における平成20年以降の地教行法第21条第1項第1号、第2号及び第7号に関して県教育委員会に議題とせられ、議決を経たかどうかを明らかにし、議題とされていない場合はその責任の所在を明確にした上、公表することを請願する。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。

また、審議及び議決に当たっては、法規違反の疑義の当事者である教育長を除斥されたい。

平成30年 9月26日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

学校保健安全法違反の疑義に関する説明を求める請願書

1 要旨

耐震性に関する公的基準に満たない、著しく劣悪な強度の放置された施設については、速やかに使用禁止及び閉鎖すべきであり、これに反論するのであれば、直ちに公的基準に即した耐震診断の判定を受け、安全性の認定を行い、その結果を公表することを求める。

2 趣旨及び理由

現在、県立奈良高等学校の体育館及び主要校舎の耐震性等の問題について、新聞やテレビなどでも報道され、県教育委員会の行為に対し、社会に大きな衝撃を与えている。

平成30年8月28日、奈良市は、体育館及び主要校舎の構造耐震指標が国の基準を大幅に下回っており、著しく低い水準であるとして、第二次避難所の指定を解除した。

また、平成30年9月18日には、奈良市から教育長あて、建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条の規定による行政指導が行われた。

学校保健安全法第28条によれば、校長は生徒の安全の確保を図る上で支障となる事項がある場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るべきことが規定される。

しかし、平成30年7月26日に、奈良県情報公開条例に基づき、県教育委員会に対して「奈良高校の施設においてIS値が0.3以下の施設に対し、学校保健安全法第28条の規定に基づき、校長が生徒の安全確保を認め行った措置の分かる全ての文書及び設置者に対しその旨を申し出た全ての文書」について開示請求を行ったところ、奈良高等学校から県教育委員会に提出された要望書等が学校保健安全法の規定による文書であると回答を受け、該当文書として特定された。なお、設置者に提出した文書については、その記録がなく、不存在とされた。

また、県議会防災・県土強靱化対策特別委員会における吉田育弘教育長の答弁によれば「教育委員会事務局の判断があった」ということが明らかになり、学校保健安全法第28条の規定を遵守していないことが発覚した。

生徒及び教員らの生命及び身体の保護に係る県教育委員会の意思を無視した重大かつ明白な瑕疵があり、意思決定は適正な手続きに則ったものとはいえ、違法不当なものである。

よって、県教育委員会は、奈良県学校施設耐震化ガイドライン策定後における平成20年以降の学校保健安全法に規定する設置者への申し出が行われたかどうかを明らかにし、その記録が存在せず提出されていない場合はその責任の所在を明確にした上、公表することを請願する。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。

平成30年 9月26日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted Name and Address]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校について、在校生及びその保護者等に対して、奈良市から行政指導が行われた事実を速やかに情報提供することを求める請願書

1 要旨

県立奈良高等学校について、在校生及びその保護者等に対して、奈良市から行政指導が行われた事実を速やかに情報提供することを求める。

2 趣旨及び理由

県立奈良高等学校の主要建物の構造耐震指標（ I_s 値）は、別紙のとおりであり、国土交通省が示す基準 0.6、文部科学省が示す基準 0.7 を著しく下回っている。しかも、0.3 未満では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとされており、コンクリート強度についても、異常な水準であることが発覚している。学校施設として供することは、同校の在校生や教職員らにとって極めて危険な状況にあるとして、耐震改修促進法に基づいて奈良市から行政指導が行われた。

よって、同校について、在校生及びその保護者等に対して、奈良市から行政指導が行われた事実を速やかに情報提供することを請願する。

3 その他

請願者を委員会に出席させたいえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。

平成30年 9月26日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted Name and Address]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

請願に対する議決結果の通知を適切に行うよう求める請願書

1 要旨

請願に対する議決結果の通知を適切に行うよう求める。

2 趣旨及び理由

平成30年9月11日に請願に関する議決が行われたが、未だにその通知がない。県教育委員会企画管理室に問い合わせたところ、「通知する方向で調整している」と回答があったが、その後も何らの連絡もなく、再度問い合わせたところ、「通知する方向で調整している」と以前と変わらない回答であった。

速やかに通知を送るよう求めたところ、「そもそも処理規定には通知することは書かれておらず、通知はしなくても問題ない。」などと対県民との関係で何らの効果を有しない内部規定を持ち出して、通知を怠っていることを開き直るような対応であった。

よって、請願に対する議決結果の通知を適切に行うよう請願する。

3 その他

請願者を委員会に出席させたうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。

平成30年 9月26日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県民等からの問い合わせに適切に対応するよう求める請願書

1 要旨

県民等からの問い合わせに誠実かつ適切に対応するよう求める。

2 趣旨及び理由

平成30年6月8日に発表した「県立高等学校適正化実施計画」については、県民等から反対意見が相次いでおり、奈良市議会からも丁寧な説明を求める意見書が提出されている。

しかし、県教育委員会事務局に対する県民等からの問い合わせについて、職員が適切に対応することができておらず、問い合わせ内容に答えず、徒に回答を延期したり、無視したりするなどという対応が行われているとの苦情が相次いでいる。

電話対応に当たっても、社会人としての常識や能力の欠ける対応が行われている。よって、県民等からの問い合わせに誠実かつ適切に対応するよう請願する。

3 その他

請願者を委員会に出席させたいと、陳述することのできる機会を設けることを求める。

平成30年 10月15日

奈良県教育委員会 御中

請願者

[Redacted Name and Address]

奈良県教育委員会陳情処理規程第2条の規定により、請願書を提出する。

県立奈良高等学校の耐震整備を求める請願書

1 要旨

県立奈良高等学校の耐震整備を求める。

2 趣旨及び理由

本年度に入り県立高等学校適正化実施計画が各種報道機関により取り上げられており、その中で奈良高校の校舎及び体育館等が耐震基準を満たさないことも併せて報道されております。この間、保護者には一方ならずご心配をおかけし、同じ子を持つ親として心を痛めるばかりです。

このような状況下、我々の願いは子供達が安心して思う存分学校生活を送り、授業・部活動・学校行事に集中し、成長してくれることと再認識し、そのために議員として何ができるかを考え、行動していきたいと思っております。

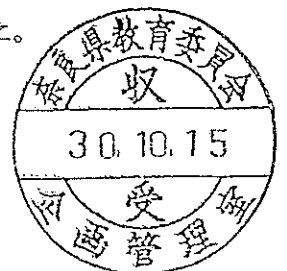
先般、学校より校舎・体育館の区分毎の耐震寝台結果が学校ホームページ上に記載されました。ご覧になった方もおられると思いますが、それによると耐震調査結果(Is値)が基準である0.6を上回る建物は一部であり現在奈良高校では大半の部分において国の定める耐震基準を満たしておりません。(詳しくは奈良高校ホームページの「更新情報」をご覧ください)

つまり、①5棟の診断結果のうち4棟で、震度6～7程度の地震で「倒壊、または崩壊する危険性が高い」とされるIs値0.3未満となっていること。②残り1棟についても同地震で「倒壊、または崩壊する危険性がある」とされるIs値0.3以上～0.6未満となっていることから、いつ地震が発生するという予測が誰にも不可能な中で大地震が発生した場合、建物等に倒壊、崩壊の危険性が高い状況であるといえます。

また、県立高校33校のうち、奈良高校の耐震診断結果は極めて悪い状況であります。

学校としても早急に生徒の安全を確保すべく耐震基準を守った補強について県教育委員会と協議を重ねてきています。平成22年に体育館の耐震補強工事の設計、その後予算・施工日程が決定されたにも関わらず平成28年に中止されました。しかしその後具体的な対応が示されていないことに疑問を持たざるを得ません。本来ならば適正化実施計画外に速やかに施行されることが決められております。

上記を背景とし、この度奈良県に請願を実施したく本状を作成いたしました。



<趣旨>

- ・奈良県下の高等学校について逐次耐震補強工事が進む中、建物における大半のIs値が基準を下回る奈良高校の移転までの耐震整備の具体策が決定していません。
- ・建物5棟の診断結果のうち4棟で、震度6～7程度の地震で「倒壊、または崩壊する危険性が高い」とされるIs値0.3未満となっていること。残り1棟についても同地震で「倒壊、または崩壊する危険性がある」とされるIs値0.3以上～0.6未満となっていることから、いつ地震が発生するという予測が誰にも不可能な中で大地震が発生した場合、建物等の倒壊、崩壊の危険性が高い状況であるといえます。
- ・県立高校33校のうち、奈良高校の耐震診断結果は極めて悪い状況であります。
- ・特に直近の3年間においては、屋内運動場の具体的な着手が決定していたにもかかわらず方針転換となり中止になりました。その後現在に至るまで、具体的対策も示されない中、学校生活に我が子を送り出す保護者の心情は計り知れません。

以上の趣旨から早急にこの思いを県政に届ける必要があると判断し、下記のことを陳情いたします。

記

奈良高校の全生徒及び全教職員の命を守る対策を早急に講じること。

そのために以下のことを実施してください

- 1、仮設校舎の早期設置
- 2、仮設校舎設置までの応急補強
- 3、屋内運動場の耐震のための補強
- 4、上記3点に対する県としての実施に向けた方針を速やかに公表すること。

3 その他

請願者を委員会に出席させたいうえ、陳述することのできる機会を設けることを求める。